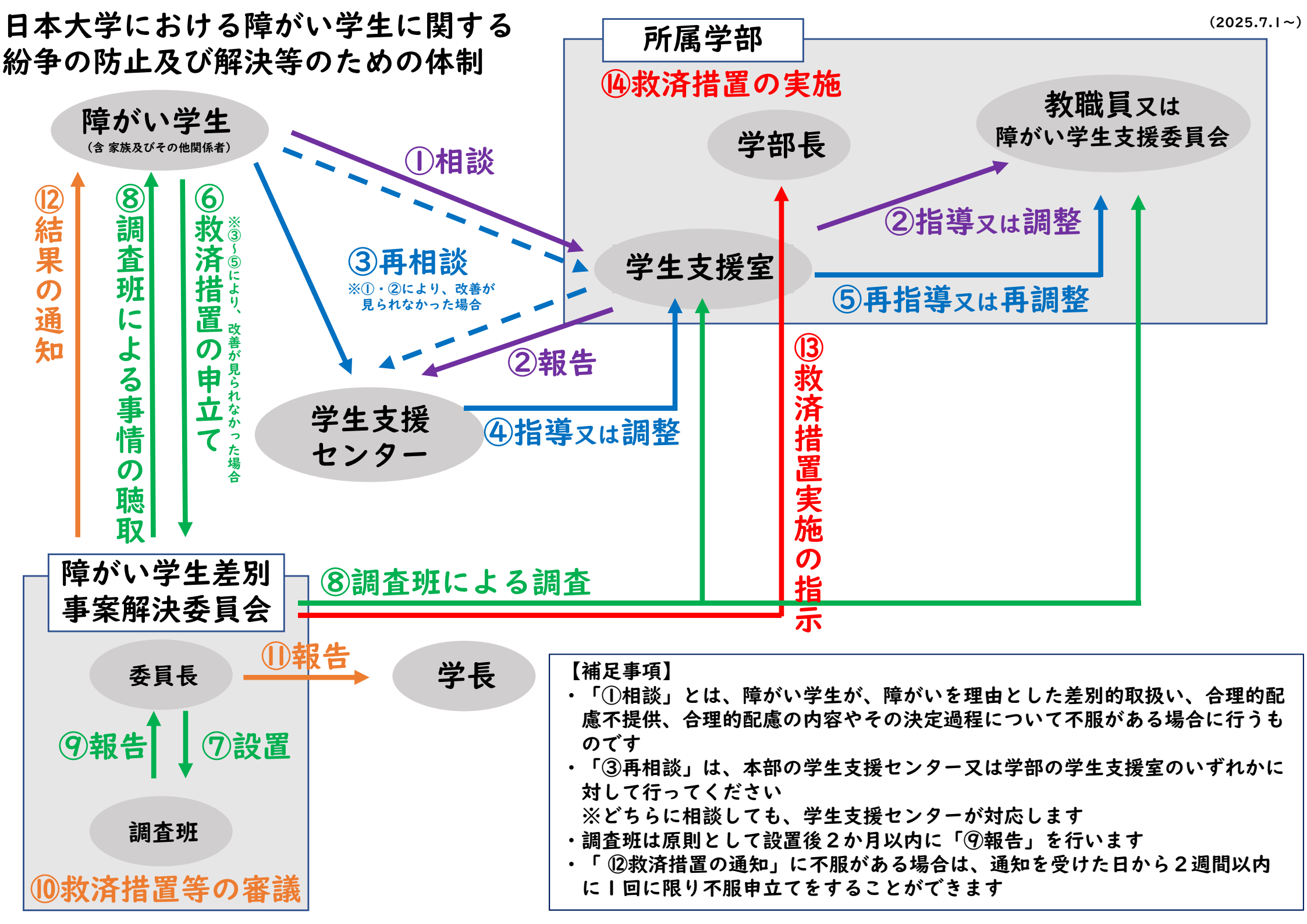
日本大学における障がい学生に関する紛争の防止及び解決等のための体制

（2025.7.1～）



【補足事項】

- 「①相談」とは、障がい学生が、障がいを理由とした差別的取扱い、合理的配慮不提供、合理的配慮の内容やその決定過程について不服がある場合に行うものです
- 「③再相談」は、本部の学生支援センター又は学部の学生支援室のいずれかに対して行ってください
 ※どちらに相談しても、学生支援センターが対応します
- 調査班は原則として設置後２か月以内に「⑨報告」を行います
- 「⑫救済措置の通知」に不服がある場合は、通知を受けた日から２週間以内に１回に限り不服申立てをすることができます